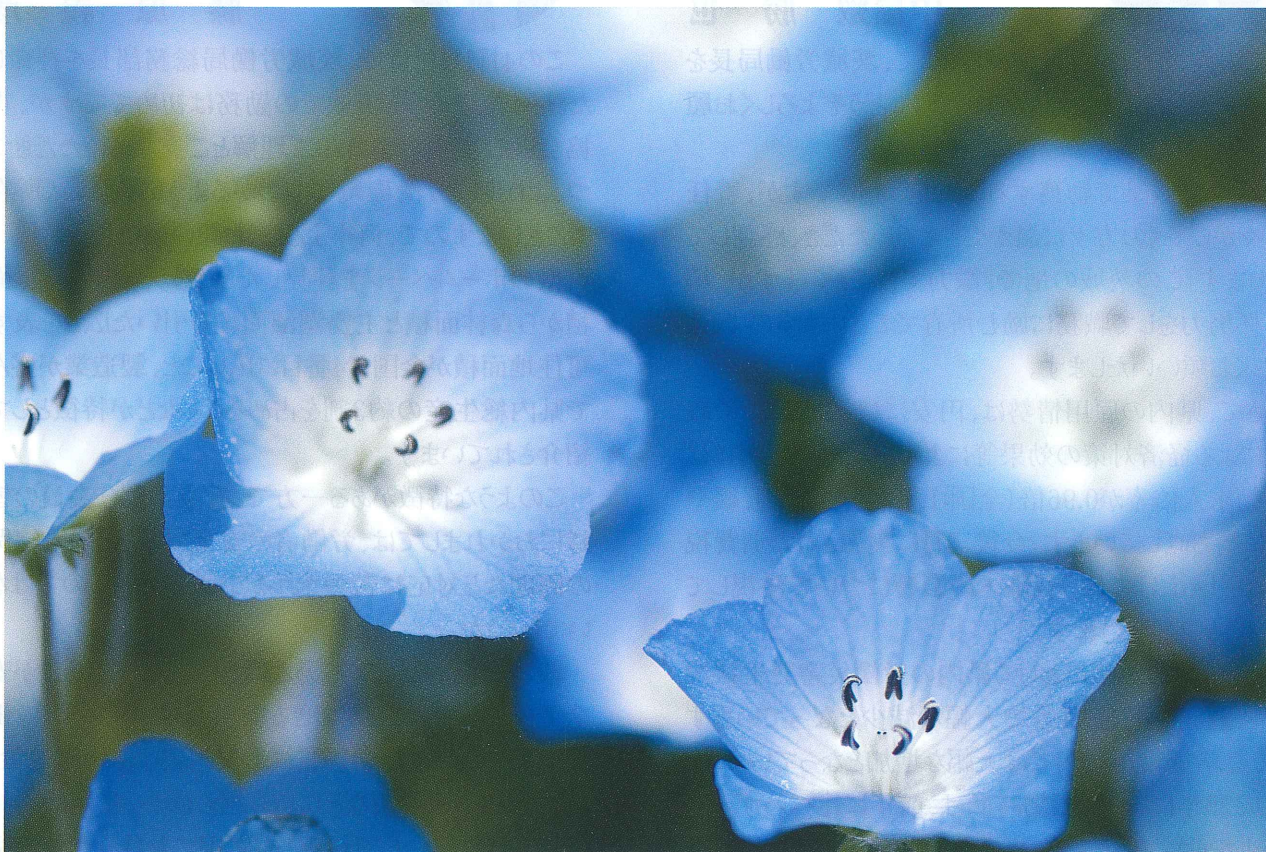


いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内
 ☎ 029-225-8881
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>
 発行人 工藤俊雄
 制作 茨城弘報(株)
 定価 一部 120円
 (会員の購読料は会費の中に含む)

MAY 2014
 VOL.550

5



●2014 5月号 CONTENTS●

着任のごあいさつ2	職場におけるセクシュアルハラスメント対策の指針を より分かりやすくします ...11
平成25年 賃金不払いの概要5	男女均等な採用選考ルールを守りましょう!!12
「職場意識改善助成金」のご案内6	賃金室からのお知らせ13
「有機溶剤業務従事者に対する 労働衛生教育」開催のご案内 ...8	全国安全週間準備打合せ日程13
免許試験受験準備講習会開催のご案内9	平成25年 県内の労働災害発生状況より14
茨城労働局労働基準部監督課に 警視庁から感謝状が贈られました ...9	5月は労働保険料滞納整理強化月間です15
男女雇用機会均等法で禁止している 「間接差別」の対象範囲が拡大します ...10	県内の労働災害発生状況速報15
	平成26年死亡災害発生状況15
	講習会のご案内(5月中旬~6月).....16

着任のごあいさつ



茨城労働局長

中屋敷 勝也

この度、3月31日付けをもちまして、茨城労働局長を拝命いたしました中屋敷勝也です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は茨城県で勤務することは初めてですが、着任早々から多くの方々から温かく迎えていただき、感謝しております。この茨城の地で、微力ではございますが、精一杯努力をして職務に励む所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、県内の雇用情勢は、円安に移行したことや政府による経済対策の効果等により、平成26年2月には有効求人倍率が0.96倍(全国:1.05倍)となる等、緩やかに持ち直しています。今後、4月に実施された消費税率の引き上げに伴う雇用への影響について注視していくこととしています。

また、平成25年における県内の労働災害発生状況は製造業や建設業等で大幅な減少となっておりますが、道路貨物運送業では大幅な増加となっております。平成25年における労働時間は、前年に比べわずかに減少を示しているものの、長時間労働、過重労働に係る相談や情報は依然として多く、脳・心臓疾患、精神障害に係る年間の労災申請件数は、総じて高止まりの状況となっております。

こうした中、茨城労働局では、持続的な経済成長のためには、「雇用」の課題解決に向けた取組が不可欠であるとの基本認識の下、以上の状況を踏まえた積極的な施策を全力をあげて取り組んでいく所存です。皆様におかれては、引き続き、茨城労働局、労働基準監督署、ハローワーク及び雇用均等室の業務につきまして、一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

最後になりましたが、一般社団法人茨城労働基準協会連合会、地区労働基準協会及び会員の皆様のご発展を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



茨城労働局総務部長

藤原 義彦

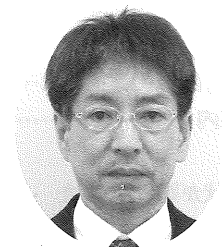
この4月1日付けで、茨城労働局総務部長を拝命した藤原義彦です。茨城での勤務は初めてですが、貴協会及び会員の皆様のご理解とご支援もいただきつつ、より良い労働環境につながるよう努めていく所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

県のホームページを拝見したところ茨城県は、総面積から森林面積と主要湖沼面積を引いた広さを表す可住地面積が全国で4番目に広いこと、製造業が盛んで県内総生産の約3割を占めることなどが特徴として紹介されています。

このような特徴がある一方で、貴協会及び会員の皆様におかれましては、労働者の安全対策・労働力確保の問題など対応に苦勞されることも多々あるのではないのでしょうか。

茨城労働局は、このような問題を含め、労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりのための労働災害防止対策、化学物質による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策などに取り組むほか、雇用の維持のための幅広い取り組みや、雇用における女性の活躍の場の拡大の取り組みなど、労働局、労働基準監督署、ハローワーク、雇用均等室あげて努めてまいりますので、皆様のより一層の力添えをお願いします。

最後に、一般社団法人茨城労働基準協会連合会、地区労働基準協会及び会員の皆様のご発展を祈念し、着任のご挨拶とさせていただきます。



茨城労働局労働基準部長

佐藤 靖夫

4月1日付けで茨城労働局労働基準部長を拝命しました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今から30年程前、初めて労働基準監督官に赴任したのが、当時の銚田労働基準監督署でした。ワープロもパソコンもなかった時代で、先輩のご指導の下、手書きでチラシを作り、労働災害の防止の業務を手伝ったことなどを思い出します。

時代は流れ、世の中も、仕事の進め方も大きく変わりましたが、働く方の法定労働条件を確保し、命と健康を守ることは、私どもの使命であることには変わりありません。

茨城労働局では、平成26年度労働行政運営方針において、法定労働条件の遵守徹底のための迅速かつ厳正な対応を行うとともに、労働条件の向上・労働環境の改善に向けた労使の取組を効果的に促すための施策を強化することとしていますので、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、皆様方の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。



日立労働基準監督署長

野口 清

4月1日付けをもちまして日立労働基準監督署長を拝命しました。よろしくお願いいたします。

日立はいま、いたる所で桜が見ごろです。駅前から国道6号までの平和通でも、百本を超える染井吉野が美しく咲きそろう、工都の歴史とともに街のシンボルとなっています。

さて、桜とともに皆さんの職場にも新入社員が配属されたことでしょう。日本生産性本部によれば、今年の新入社員の特徴は「自動ブレーキ型」だそうです。何事も安全運転の傾向があるからだそうです。高感度センサーのように情報収集に優れ、障害物を敏感に検知して事故を未然に回避する能力は、まさに昨今の若者の面目躍如たるところです。

しかし実際には様々な個性や考え方を持っており、新入社員の指導にお悩みの先輩諸氏も多いことと思われます。そうした皆様には是非お願いしたいのが、人格や個性を尊重し、安全で快適な職場環境を作って頂きたいということです。タイプによって指導の仕方も違います。時には違和感を覚えることもあるでしょう。しかし短所を批判するのではなく長所を認め、まずはそれぞ

れの考えや持ち味を理解することが重要です。

ちなみに今60歳位であろう1973年度の新入社員の特徴は「パンダ型」。そのココロは「おとなしく可愛いが、人になつかず世話が大変」ですから、今も昔もそう変わったものではありません。

夢を持って社会人となった若者の希望を絶たないようお願い致しまして、着任の挨拶といたします。



土浦労働基準監督署長

今村 とみ子

4月1日付けで土浦労働基準監督署長に着任いたしました。この3月まで茨城労働局企画室に勤務し、基準行政、安定行政、雇用均等行政と3行政にまたがる業務に従事しておりましたが、2年振りに監督署の業務に戻ることになりました。土浦署は初めての勤務です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、土浦署管内における平成25年の休業4日以上の労働災害は562件発生し、前年より2件多く、減少という状況にはなっていません。また、死亡災害も9件と、平成16年以降の10年間に於いて、17年、19年、23年と並んで最多の状況となっています。

当署におきましては、今年度より組織の拡充がなされ、安全衛生を専門に担当する安全衛生課が設けられました。災害ゼロという事業場の皆様と同じ目標に向かってお役に立てるよう、安全衛生課を中心に災害防止に取り組んでまいります。

不幸にして被災された方につきましては、労災補償の迅速給付に努めてまいります。事業場の皆様のご協力をお願いいたします。

また、労働時間の適正管理等労働条件の確保・改善についても、労働者が健康で、安全で、安心して働ける職場づくりが企業の発展には必要不可欠であるということを本に、取り組んでまいります。

最後になりましたが、今まで同様の当行政に対するご理解とご協力をお願いいたしますとともに、皆様のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。



常総労働基準監督署長

谷 渉

4月1日付けをもちまして常総労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

当署での勤務は平成4年以来22年ぶりであり、当時のことを思い出し、大変懐かしく感じております。署長室の窓から見える景色は、当時と変わらずのどかさを感じ、落ち着いた雰囲気の中で職務が行えることにうれしさを覚えます。

さて、平成25年の労働災害発生状況ですが、休業4日以上死傷件数は297件で、前年と比較して9件の減少となりましたが、第12次労働災害防止5か年計画の25年の目標件数である292件を下回ることはできませんでした。

また、県内の景気は緩やかに回復しつつあるとの報道もありましたが、賃金不払い、サービス残業や過重労働を指摘する相談情報が依然として寄せられています。

このような状況の中、安全で安心して働ける職場環境の実現のため、職員一丸となって職務を遂行してまいりますので、会員事業場の皆様には、引き続きご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。



鹿嶋労働基準監督署長

渡 邊 広

4月1日付けで鹿嶋労働基準監督署長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

3月までは常総労働基準監督署に勤務しておりましたが、在勤中は地区協会会員事業場の皆様を始め地域の皆様に大変お世話になり、深く感謝申し上げます。

鹿嶋労働基準監督署は、かつて第一課長としても勤務しましたが、当時は2002年のワールドカップ開催に向かって地域の機運が高揚しており、私自身も現在の姿に改修される前のスタジアムでアントラーズの試合を観戦したことを思い出します。

現在の管内の状況を見ると、2年連続で増加していた労働災害が昨年やっと減少に転じたものの、依然として高い水準で発生しております。また、労働条件や職場のトラブル等の労働相談も数多く寄せられています。

こうした状況を踏まえ、地域の皆様が安全で安心して働ける職場の実現を目指して、職員一同的確な行政の推進に務めて参りたいと思います。

会員事業場の皆様には、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、茨城労働基準協会連合会、各地区労働基準協会と会員事業場の皆様の益々のご発展を祈念申し上げ、着任の挨拶といたします。



茨城労働局雇用均等室長

井 上 礼 子

4月1日付けで雇用均等室長を拝命いたしました。どうぞ宜しくお願いいたします。

文化の香りが高い当地に赴任でき、とても光栄に存じます。

通勤電車の車窓から、美しい筑波山や千波公園の湖や新芽を宿した木々に日々癒されています。

さて、少子・高齢社会の中で、日本が活力ある社会を構築するためには、あらゆる場面で女性が能力を発揮し、活躍できる社会を作ることが重要であるとして、現在政府を挙げて女性の活躍推進に取り組んでいます。

均等行政においては、働き続けることを希望する女性が就業意欲を失うことなく、能力を伸長・発揮できるような雇用環境を整備していただくよう、企業の皆様に対し、ポジティブ・アクションのお取組とその内容の発信をお願いしているところです。

また、今年7月1日から、間接差別の範囲の拡大等内容とする改正男女雇用機会均等法施行規則等が施行されます。

さらに、パートタイム労働法及び次世代法の改正案が今国会に提出されているところです。改正内容等については、時機を逸することなく、周知を図っていくこととしています。

会員の皆様には、引き続き雇用均等行政へのご理解・ご協力をお願いして、着任のご挨拶とさせていただきます。

平成25年 賃金不払の概要

茨城労働局労働基準部監督課

県内の各労働基準監督署が労働者からの申告や相談を端緒として取扱った賃金不払(退職金不払も含む)の概要は、次のとおりです。

1 被害件数、被害労働者数、不払金額の状況

平成25年に新たに把握した賃金・退職金不払は314件、被害労働者数は603人、不払金額は2億7642万円でした。

前年と比較して、件数は68件、被害労働者数は232件、それぞれ減少しましたが、不払金額は7632万円増加しました。

2 接客娯楽業がトップ、次いで商業

平成25年に新たに把握した業種別の取扱件数は、接客娯楽業が44件(14.0%)でトップとなり、次いで商業が42件(13.4%)、道路貨物運送業が25件(8.0%)となっています。

3 1人当たりの被害金額

平成25年に新たに把握した1人当たり不払金額は、約46万円でした。

4 解決は185件

平成25年中に労働基準監督署が取扱った賃金不払348件のうち解決したものは、件数では185件(53.2%)、労働者数では683人のうち241人(35.3%)でした。また、未払賃金2億8618万円のうち解決した金額は6,353万円(22.2%)となっています。

なお、未払賃金の立替払制度(企業が倒産したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲が立替払される制度)の運用により、未払賃金の一部が支払われたものがあります。平成25年に労働基準監督署で倒産したことを認定した企業は12社、立替払を受けた労働者は220人、立替払額は9,577万円でした。

5 労働基準監督署による司法処分

平成25年に労働基準監督署の指導によっても解決せず、賃金・退職金不払で送検した件数は6件でした。

～平成25年賃金不払処理状況～

	件数(件)		被害労働者数(人)		不払金額(千円)	
	取扱	解決	取扱	解決	取扱	解決
製造業	44	26	101	32	35,681	5,739
建設業	65	34	112	62	47,834	26,201
運輸交通業	33	24	46	29	9,564	4,629
商業	53	25	127	32	98,698	8,801
接客娯楽業	48	22	67	28	10,681	3,339
その他	105	54	230	58	83,718	14,825
計	348	185	683	241	286,176	63,534

※平成24年から引続き処理している件数、被害労働者数、不払額を含む。

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (職場環境改善・改善基盤整備コース)

「労働時間等の設定の改善」*により、職場の士気を高めたり、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します



- 飲食店での食器洗い乾燥機の導入など労働能率を向上させる設備・機器を導入・更新したい
- 労働時間管理の適正化を図りたい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい

助成額の増額、助成対象の拡充、申請期間の延長などで、 利用しやすくなりました!!

*「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

中小企業事業主の範囲→
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 支給対象となる取組 ~いずれか1つ以上実施してください

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング (社会保険労務士、中小企業診断士など)
- 就業規則・労使協定等の作成・変更 (計画的付与制度の導入など)
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器(※1)
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器(※1)
- 労働能率の増進に資する設備・機器等(拡充) (小売業のPOS装置、自動車修理業の自動車リフトなど)(※2)

などの
導入・更新

(※1) パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。
(※2) P7-4の要件を満たした場合のみ、支給対象となります。

2. 成果目標の設定 ~具体的な数値目標の達成を目指してください

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

目的	成果目標	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を1日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が1日未満の場合は、日数にかかわらず年休取得日数を増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を1時間以上削減させる	所定外労働時間数が1時間未満の場合は、時間数にかかわらず所定外労働時間数を削減させる

3. 成果目標等の評価期間 ~評価期間が6か月から3か月に短縮されました

2の成果目標及び3の追加要件の実績評価期間は、事業実施期間中(平成27年1月末日まで)の3か月を自主的に設定してください。

4. 支給額 ~1の取組の実施に要した経費の一部を、2の目標達成状況に応じて支給します

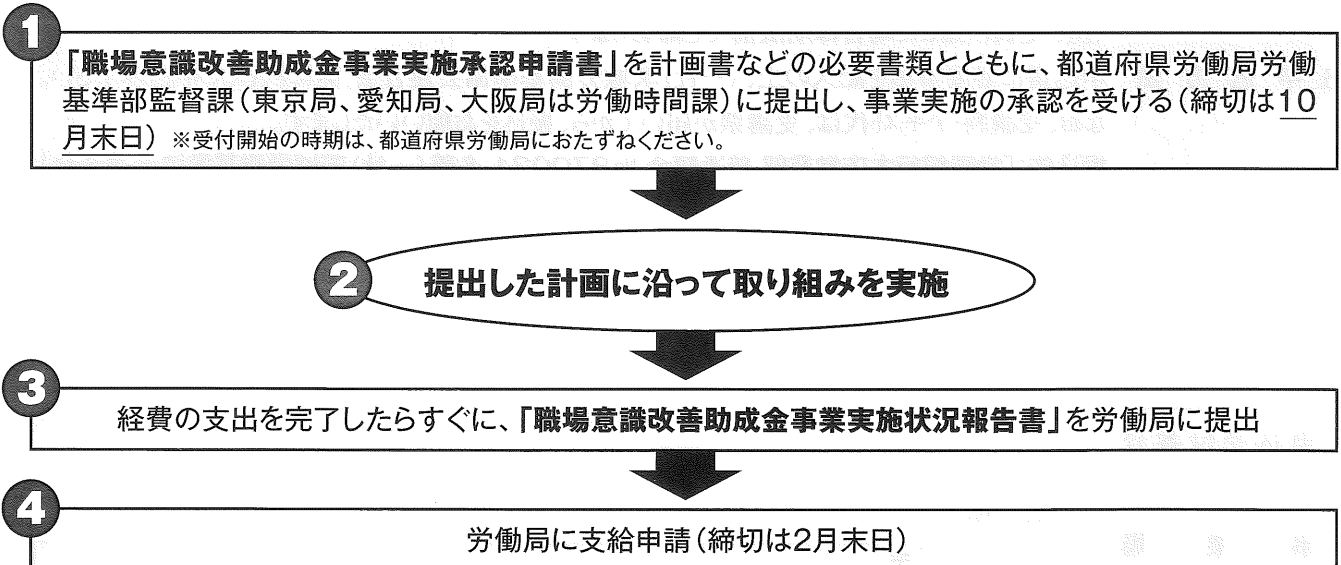
労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取組は、以下の要件を満たさなかった場合、支給されません。

目的	要件	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数(年休取得日数)を4日以上増加させる	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が4日未満の場合は、年休取得日数を年休付与日数まで増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数(所定外労働時間数)を5時間以上削減させる	所定外労働時間数が5時間未満の場合は、所定外労働時間数を0まで削減させる

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は 上限額

成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	80万円	66万円	53万円

利用の流れ



お問い合わせ先

都道府県労働局労働基準部監督課または労働時間課

詳しくは、事業場の所在地を管轄する労働局におたずねください。労働局の所在地一覧は以下のウェブページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育」開催のご案内

有機溶剤中毒の予防対策の実効をあげるためには、事業者が行う労働衛生管理に加えて、個々の労働者が有機溶剤の毒性及び予防対策の必要性を正しく理解し、事業者が行う諸対策に積極的に協力することが重要とされております。しかし、有機溶剤中毒の発症事例をみると、労働者に対する労働衛生教育が行われていないか、又は不十分であることが原因とされているものが相当数にのぼっております。

このようなことから、当連合会では今般、昭和59年6月29日基発第337号通達に基づき、有機溶剤業務に従事する方々を対象に、就業時教育である「特別教育に準じた教育」として標記の教育を下記により行うこととしました。つきましては、当該作業に従事する方々の安全衛生の確保を図るため、関係者の方々の受講参加にご配慮いただきたく、ご案内申し上げます。

記

- 1. 日時・会場 平成26年5月29日(木) 9:00~14:35(※受付は30分前より始めます。)
(一社)茨城労働基準協会連合会 中央安全衛生教育センター
(水戸市渋井町堺橋263-1 TEL 029-221-6880)

カリキュラム	講習科目	講習時間
	有機溶剤による疾病及び健康管理	1時間
	作業環境管理	2時間
	保護具の使用方法	1時間
	関係法令	0.5時間

- 3. 受講料 6,004円(税込)
(内訳：受講料5,140円・テキスト代864円 ※ テキストは当日会場でお渡しいたします。)
- 4. 定員 100名
- 5. 申込受付期間 平成26年4月1日(火)~5月22日(木)
(但し定員に達した場合は期限前でも締切ります。)
- 6. 申込方法 申込書に必要事項を記入の上、(一社)茨城労働基準協会連合会 宛にFAXで申込み下さい。
なお、受講料・テキスト代は、受講票が届いてから、振込をお願いいたします。
振込先:「常陽銀行本店営業部 普通預金 No870031 名義(一社)茨城労働基準協会連合会」
- 7. 申込先 (一社)茨城労働基準協会連合会 〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館14F
電話 029-225-8881 **FAX 029-227-4507**

「有機溶剤業務従事者に対する労働衛生教育」申込書

申込受付番号			
事業場	名称		
	所在地	〒	
担当者所属部署		協会員 コード番号	
担当者氏名		連絡先 TEL	() -
受講者氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日

(注)1名につき1枚の記入で申込みください。(コピー可)

免許試験受験準備講習会開催のご案内

平成26年度免許試験の茨城地区出張特別試験は、来たる9月7日(日)茨城大学(水戸市)において実施されることになりました。

当連合会におきましては、下記により受験準備講習会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。講習の内容は、受験者の立場に立ち、過去の出題傾向から、試験科目の解説を行い、合格のための講習を行いますので、ふらつてご参加下さいませようご案内申し上げます。

●第一種衛生管理者(受講料15,420円、テキスト代6,696円)

①6月9日(月)～11日(水) ②6月19日(木)～21日(土) ③7月7日(月)～9日(水)

会場:中央安全衛生教育センター(水戸市)

④6月24日(火)～26日(木)

会場:土浦市国民宿舎水郷(土浦市)

⑤6月7日(土)・14日(土)・21日(土)・28日(土)

会場:平成館(古河市)

〔問合申込先〕①～④(一社)茨城労働基準協会連合会 電話029-225-8881

⑤のみ(一社)古河労働基準協会 電話0280-31-4176)

●第二種衛生管理者(受講料10,280円、テキスト代4,536円)

6月16日(月)・17日(火)

会場:中央安全衛生教育センター(水戸市)

●ガス溶接作業主任者(受講料10,280円、テキスト代1,620円)

7月1日(火)・2日(水)

会場:中央安全衛生教育センター(水戸市)

●エックス線作業主任者(受講料10,280円、テキスト代未定(7,500円程度))

7月3日(木)・4日(金)

会場:中央安全衛生教育センター(水戸市)

〔問合申込先〕(一社)茨城労働基準協会連合会 電話029-225-8881

茨城労働局労働基準部監督課に 警視庁から感謝状が贈られました。

茨城労働局労働基準部監督課 TEL 029-224-6214

茨城労働局監督課では、茨城県内の事業主に雇用される技能実習生に関して、警視庁が行った出入国管理及び難民認定法違反等被疑事件の捜査に協力し、警視庁組織犯罪対策第一課長より感謝状が贈られました。平成26年3月28日、茨城労働局において、警視庁組織犯罪対策部管理官から労働基準部長に感謝状が手渡されました。

茨城労働局監督課及び労働基準監督署の労働基準監督官は、労働基準法、労働安全衛生法違反事件について、刑事訴訟法に基づき、取調べなどの捜査を行い、検察庁に送検する業務を担当しています。



事業主の
皆さまへ

男女雇用機会均等法で禁止している 「間接差別」の 対象範囲が拡大します

平成26年7月1日から、改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます。

改正後	すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにも関わらず、転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されます。
-----	--



これまで	総合職の労働者を募集、採用する際に、合理的な理由がないにも関わらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されてきました。
------	--

「間接差別」となるおそれがあるものとして禁止される措置の例



労働者の募集に当たって、長期間にわたり転居を伴う転勤の実態がないにも関わらず、全国転勤ができることを要件としている。



部長への昇進に当たり、広域にわたり展開する支店、支社がないにも関わらず、全国転勤ができることを要件としている。

間接差別とは

性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定める措置(※以下の①～③)を、合理的な理由なく講じることをいいます

①労働者の募集または採用にあたって、労働者の身長、体重または体力を要件とするもの

②コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集または採用にあたって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とするもの

▼改正後

②労働者の募集もしくは採用、昇進または職種の変更にあたって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とするもの

③労働者の昇進にあたって、転勤の経験があることを要件とするもの

コース等別雇用管理の指針が適用されます

コース等ごとの雇用管理を行うに当たって事業主が留意すべき事項について、従来、通達で示してきた内容を分かりやすく整理し、新たに告示として指針を制定しました。労働者の職種、資格などに基づいて、コース等ごとに異なる配置・昇進・教育訓練などを行っている事業主の皆さまは、十分ご留意ください。

職場におけるセクシュアルハラスメント対策の指針を より分かりやすくします

～以下の太字部分が、今回の指針に明示した事項です～

- ◆職場におけるセクシュアルハラスメントには、**同性に対するものも含まれる**ため、同性に対するセクシュアルハラスメント対策を講じていない場合は、現行どおり法違反になります。
- ◆セクシュアルハラスメントに関する方針の明確化およびその周知・啓発にあたっては、セクシュアルハラスメントの発生原因や背景について労働者の理解を深めることが重要ですが、**発生原因や背景には、性別による役割分担意識に基づく言動があると考えられる**ため、こうした言動をなくしていくことがセクシュアルハラスメントの防止の効果を高める上で重要です。
- ◆セクシュアルハラスメントの相談対応にあたっては、その発生のおそれがある場合や該当するか微妙な場合でも広く相談に応じることとしています。例えば、**放置すれば就業環境を害するおそれがある場合や、性別の役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクシュアルハラスメントが生じるおそれがある場合などが考えられます**。
- ◆セクシュアルハラスメントが生じた場合は、行為者だけでなく被害者に対して適切な事後対応を行うこととしていますが、具体的な対応としては、以下のような例が考えられます。
 - ・ 事案の内容や状況に応じ、被害者と行為者の関係改善に向けた援助
 - ・ 被害者と行為者を引き離すための配置転換
 - ・ 行為者による謝罪
 - ・ 被害者の労働条件面での不利益の回復
 - ・ 管理監督者や産業保健スタッフなどによる被害者のメンタルヘルス不調への相談対応

職場でのセクシュアルハラスメントは、働く人の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、働く人が能力を十分発揮することの妨げにもなります。それはまた、企業にとっても職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題です。

男女労働者がセクシュアルハラスメントのない職場でいきいきと働くことができる雇用管理の実現に向けて、法に沿った対策はもちろんのこと、自社にあったより効果的な対策に積極的に取り組みましょう。

<事業主が雇用管理上講ずべき事項：指針により次の9項目が定められています>

※平成26年7月1日からは⑥の内容について「相談者」「行為者」各々の措置を定めた内容になるため、10項目となります。

- ① セクハラの内容、あってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発
- ② 行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発
- ③ 相談窓口の設置
- ④ 相談に対する適切な対応
- ⑤ 相談の申出を受けた場合、事実関係の迅速かつ正確な確認
- ⑥ ⑤により事実確認ができた場合、行為者及び被害者に対する適正な措置の実施
- ⑦ 相談の申出を受けた場合、再発防止措置の実施（事実が確認できなくても、同様の措置を実施する必要があります）
- ⑧ 相談者・行為者等のプライバシー保護のための措置の実施と周知
- ⑨ 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発

「セクハラ防止対策のための社内掲示用チラシ例」等については、茨城労働局HP

(<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)に掲載されておりますので、ダウンロードによりご活用ください。

【お問い合わせ先】 茨城労働局 雇用均等室
〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 TEL 029-224-6288

～企業において募集・採用に携わる全ての方へ～ 男女均等な採用選考ルールを守りましょう!!

男女雇用機会均等法(以下「均等法」)は、労働者の募集及び採用にかかる性別を理由とする差別を禁止し、男女均等な取扱いを求めています。

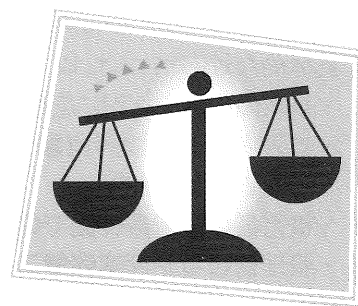
また、業務上の必要性など、合理的な理由がないのに、募集、採用において労働者の身長・体重・体力を要件とすること、総合職に転居を伴う転勤に応じることを要件とすることは、間接差別として禁止されています(※)。

男女差別のない公平な採用選考活動にお取り組みいただきますようお願いします。

※平成26年7月1日以降は「**全ての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず、転勤要件を設けることは「間接差別」として禁止**となります。

●性別を理由とする差別とは…

- ①募集・採用の対象から男女いずれかを排除すること
- ②募集・採用の条件を男女で異なるものとする
- ③採用選考において、能力・資質の有無等を判断する方法や基準について、男女で異なる取扱いをすること
- ④募集・採用に当たって男女のいずれかを優先すること
- ⑤求人の内容の説明等情報の提供について、男女で異なる取扱いをすること



●違法事例 ～次のような取扱いについては均等法に沿った改善が必要です～

1. 採用計画・募集関係

- 「総合職は男性を10人、女性を1人」など、男女別の採用人数を決めて採用する。
- 女性に対してのみ自宅通勤との条件を付ける。
- 広域にわたり展開する支店等がなく、かつその計画等もないのに、募集に当たり全国転勤に応じられることを要件とする。

2. 情報提供関係

- 男女のいずれかに対してのみ、資料送付時期を遅くする。
- 男女のいずれかを採用する方針で、写真やイラストにおいて、一方の性に偏った職場を強調する等の表現をする。

3. 会社説明会・セミナーの実施関係

- 会社説明会等の実施日を男女別に設け、実施場所を変える、配付資料を変える。
- 男女のいずれかに対してのみ追加的な説明を行う。

4. 採用試験関係

- 男女のいずれかの採用試験の後に、他方の性の採用試験を実施する。
- 女性にだけ出産後の就業継続意思を質問する、男性にだけ幹部候補となる意欲を聞くなど、男女で質問内容を変える。

5. 選考及び内定者の決定関係

- 形式上、男女同一の採用活動を行うが、選考過程で「男性だから」または「女性だから」との理由で不採用とする。
- 男女のいずれかに対してのみ選考基準を厳しく設定する。

賃金室からのお知らせ

家内労働委託状況届について

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働法に基づき家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃の決定及びその周知、安全及び衛生の確保等のさまざまな施策を推進しております。

家内労働法第26条(家内労働法施行規則第23条)において、委託者は、家内労働法に該当する委託者になった場合には遅滞なく、それ以後は、毎年、4月1日現在の状況について、4月30日までに、委託業務の内容、家内労働者数等を記入した委託状況届を所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない旨、届出義務が規定されています。

委託者の方は、毎年4月1日の委託状況をご確認の上、所在地を管轄する労働基準監督署へ委託状況届のご提出を忘れずをお願いします。

家内労働安全衛生指導員制度について

茨城労働局では本年度家内労働安全衛生指導員2名を任命しています。

家内労働安全衛生指導員は内職を発注している委託者の皆様や家内労働者のところへお伺いをして、家内労働法に定められている家内労働手帳や帳簿、最低工賃、家内労働者の安全衛生などについて確認し、家内労働法上問題がある場合には、指導させていただくこととなります。

内職を発注している委託者の皆様のところへ電話連絡の上、お伺いする日程調整をさせていただき、日程調整後に茨城労働局賃金室から文書で指導に伺う日時について通知します。

また、指導に伺った際には、指導員は指導員の証票を持参していますので、必要によりご確認願います。

茨城労働局 労働基準部 賃金室

水戸市宮町1-8-31 TEL 029-224-6216 FAX 029-224-6273

全国安全週間準備打合せ日程

第87回全国安全週を迎えるにあたり、県内各労働基準監督署では、各地区労働基準協会と共催で安全週間の準備期間中に、下記日程により準備打合せを開催いたします。

なお、水戸地区は、9月11日(木)に水戸地区産業安全衛生大会を開催の予定です。

署別	労働基準協会	日時	会場
水戸	太田協会	6月4日(水) 13:30	常陸太田市商工会館大会議室
日立	日立協会	6月12日(木) 13:30	日立シビックセンター・音楽ホール
土浦	土浦協会	6月11日(水) 13:30	土浦市民会館大ホール
筑西	筑西協会	6月5日(木) 13:30	茨城県県西生涯学習センター多目的ホール
古河	古河協会	6月3日(火) 13:30	古河福祉の森会館
常総	水海道協会	6月4日(水) 13:30	常総市生涯学習センター
龍ヶ崎	龍ヶ崎協会	6月3日(火) 13:45	龍ヶ崎市文化会館
鹿嶋	鹿島協会	6月5日(木) 13:30	鹿嶋勤労文化会館大ホール

平成25年 県内の労働災害発生状況より 死傷災害は前年比6.8%減少・死亡災害は5名の減少

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局では、県内における平成25年の労働災害発生状況(確定値)を以下のとおり取りまとめました。

この結果、昨年1年間の休業4日以上之死傷者数は、2,757人(前年比-200人)となり、長期的にみれば、昭和53年の5,389人をピークに着実に減少しており、平成25年も昨年に比べ減少しました。

業種別にみると、最も死傷者が多いのは製造業で790人(全体の28.7%)、次いで運輸交通業427人(同15.5%)、建設業358人(同13.0%)、商業346人(同12.5%)の順となっています。

また、事故の型別でみると、製造業では、「はさまれ・巻き込まれ」が226人(28.6%)で最も多く、次いで「転倒」が139人(17.6%)となっています。建設業では「墜落・転落」121人(33.8%)、「はさまれ・巻き込まれ」47人(13.1%)、運輸交通業では「墜落・転落」が138人(32.3%)、「転倒」が67人(15.7%)、商業では「転倒」98人(28.3%)となっています。

このため、製造業、建設業、運輸交通業、商業等においては、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」、

「転倒」の減少を図ることが最重要課題となっています。

一方、死亡災害については、前年と比べると5人(12.5%)減少の35人となりました。

業種別にみると、建設業で12人(全体の34.3%)、商業8人(同22.9%)となっています。

死亡災害の型別では、「交通事故」が10人(全体の28.6%)、「墜落・転落」が7人(同20.0%)の順となっています。

このような状況を踏まえ、茨城労働局では、労働災害の防止を重要な行政課題と位置付けるとともに、平成26年度は第12次労働災害防止5ヶ年計画の2年目となることから、同計画に基づき、労働災害多発業種における災害防止、運輸交通業、商業等における交通労働災害防止の対策を一層的確に推進することとしています。

各事業場におかれましては、危険性又は有害性を洗い出すことによって、リスクを低減させるリスクアセスメントの導入等により、労働災害防止を徹底されるようお願いいたします。

平成25年の県内の労働災害発生状況(確定値)

業種	区分	平成24年 (1月~12月)		平成25年 (1月~12月)		対前年比	
		死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数	増減率(%)
製造業		873 (7)	29.5	790 (7)	28.7	-83	-9.5
鉱業		8	0.3	5	0.2	-3	-37.5
建設業		438 (11)	14.8	358 (12)	13.0	-80	-18.3
運輸交通業		379 (8)	12.8	427 (4)	15.5	48	12.7
貨物取扱業		33	1.1	31	1.1	-2	-6.1
農林業		54 (2)	1.8	41 (1)	1.5	-13	-24.1
畜産・水産業		147 (2)	5.0	126	4.6	-21	-14.3
商業		358 (6)	12.1	346 (8)	12.5	-12	-3.4
金融・広告業		21	0.7	22	0.8	1	4.8
通信業		89	3.0	75	2.7	-14	-15.7
保健衛生業		163	5.5	163	5.9	0	0.0
接客娯楽業		191 (1)	6.5	174	6.3	-17	-8.9
清掃・と畜業		73 (3)	2.5	81 (2)	2.9	8	11.0
その他		130	4.4	118 (1)	4.3	-12	-9.2
全産業(合計)		2,957 (40)	100.0	2,757 (35)	100.0	-200	-6.8

()内は死亡者数で内数

◎労働保険料の納付について◎

「5月は労働保険料滞納整理強化月間です」

茨城労働局と県内各労働基準監督署は、5月を「労働保険料滞納整理強化月間」とし、労働保険料が未納となっている事業場に対して労働保険徴収法に基づく徴収職員の実地納入督励を集中的に行います。

労働保険の保険料は、業務上又は通勤上による労働者の負傷等に対して給付等を行う「労災保険」と労働者の失業に伴う失業等給付を行う「雇用保険」の財源となっています。

この労働保険制度の円滑な運営には、事業主及び労働者の皆様のご理解・ご協力が必要不可欠であり、日頃より事業主の皆様には法定期限内の納付をお願いしているところです。

労働保険料の納付がまだお済みでない事業主の方は、至急「納付書」にて金融機関等から納付をお願いします。

納付にかかる各種ご相談は、茨城労働局労働保険徴収室029(224)6213又は所轄労働基準監督署にお申し出下さい。

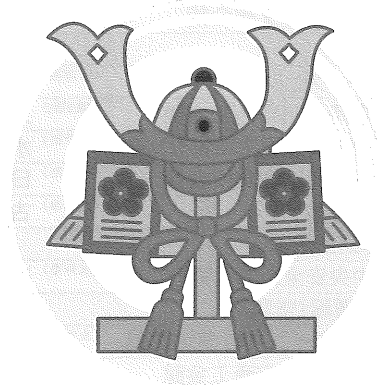
なお、労働保険料の納付がされない場合には、労働保険徴収法に基づき「滞納処分」を行なうこともありますのでご留意願います。

県内の労働災害発生状況速報

(平成26年3月末現在)

業種別計	平成26年		前年同期		
	()		()		
製造業	(1)	145	(2)	143	
鉱業	(0)	0	(0)	0	
建設業	(2)	71	(4)	52	
内訳	土木	(0)	19	(2)	24
	建築	(2)	34	(1)	18
	その他	(0)	18	(1)	10
運輸交通業	(0)	74	(0)	69	
貨物取扱業	(0)	5	(0)	3	
農林業	(0)	6	(0)	5	
畜産水産業	(0)	20	(0)	17	
商業	(0)	67	(2)	49	
その他	(1)	98	(0)	102	

(注) ()内は、死亡者で内数



平成26年死亡災害発生状況

3月発生分

発生日時	職 種 年 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型		災 害 の 概 要
			起 因 物		
3月 14～15時	管理者 60歳代 22年	その他の事業 —その他	おぼれ	水	毎月1回実施している川の水質検査のため、川岸からロープ付きステンレスバケツを川に投げ込み水を採取していたところ、川に転落しおぼれた。
3月 9～10時	型枠大工 20歳代 7年	鉄骨・鉄筋 コンクリート造 家屋建築 工事業	墜落・転落	支保工	トラッククレーンにて単管パイプ100本(約490kg)を、躯体外周の大引きの上に置き、被災者が玉外しの作業を行っていたところ、支保工が外側に向かって崩壊したため、高さ約3.9mの場所から墜落し、落下した単管パイプの下敷きになって死亡した。

講習会のご案内 (5月中旬~6月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
技能講習		
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		
5/26~27・28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/17~18・19・20	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
6/17~18・19・20	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
有機溶剤作業主任者		
5/14~15	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
5/17~18	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
5/22~23	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/22~23	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/2~3	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/25~26	平成館 (古河市)	古河協会
6/26~27	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
乾燥設備作業主任者		
5/20~22	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
鉛作業主任者		
6/26~27	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
ガス溶接		
5/17~18	平成館 (古河市)	古河協会
6/11~12	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/26~27	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
6/26~27	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
玉掛け		
5/15~16・18	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
5/29~30・31	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/5~6・8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/5~6・7	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
6/13~14・15	平成館 (古河市)	古河協会
プレス機械作業主任者		
5/12~14	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
フォークリフト運転(学科)		
5/11	セメダイン(株)茨城工場 (古河市)	古河協会
5/15	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
5/16	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
5/16	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/3	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
6/3	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/4	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会・水戸協会
6/5	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
6/7	平成館 (古河市)	古河協会
6/9	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
6/14	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
床上操作式クレーン運転		
5/22~23・24・31	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
5/30~31・6/1	平成館 (古河市)	古河協会
6/12~13・15	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/19~20・21	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/26~27・28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
小型移動式クレーン運転		
6/23~24・25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
石綿作業主任者		
6/23~24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者		
5/15~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
5/29~30	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会

特別教育・その他の講習		
研削と石の取替え等の業務(自由研削)		
6/19	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道・龍ヶ崎協会
アーク溶接等の業務		
5/20~21	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/24~25	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
5/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・水海道協会
5/31~6/1	平成館 (古河市)	古河協会
6/26~27	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
クレーン運転の業務(5トン未満)		
5/15~16	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/22~23・25	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
5/24~25	平成館 (古河市)	古河協会
6/6~7	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
6/13~14	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
特定粉じん作業		
6/3	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
職長教育		
5/12~13	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
5/13~14	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
5/19~20	(一社)水海道労働基準協会 (常総市)	水海道協会
5/21~22	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
6/2~3	(一社)水海道労働基準協会 (常総市)	水海道協会
6/4~5	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/10~11	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
6/12~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
6/24~25	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
安全管理者選任時研修		
6/12~13	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/18~19	平成館 (古河市)	古河協会
局所排気装置等の定期自主検査者講習		
5/19~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
新入社員安全衛生教育		
5/29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
リスクアセスメント担当者研修(製造業等)		
6/25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
ゼロ災研修会		
6/24	ポリテクセンター茨城 (常総市)	水海道協会
有機溶剤業務従事者教育		
5/29	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)		
6/9~11	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/19~21	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
6/24~26	土浦市国民宿舎水郷 (土浦市)	連合会
6/7・14・21・28	平成館 (古河市)	古河協会
免許試験受験準備講習会(第二種衛生管理者)		
6/16~17	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会

◎詳細については、申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会	☎ 029-225-8881	FAX.029-227-4507
水戸	☎ 029-233-6622	FAX.029-233-6626
日立	☎ 0294-23-3431	FAX.0294-23-3461
土浦	☎ 029-824-0324	FAX.029-824-0325
筑西	☎ 0296-24-2796	FAX.0296-24-9303
古河	☎ 0280-31-4176	FAX.0280-32-6116
太田	☎ 0294-72-3489	FAX.0294-73-2716
水海道	☎ 0297-22-0949	FAX.0297-22-3537
龍ヶ崎	☎ 0297-62-7923	FAX.0297-64-1498
鹿島	☎ 0299-83-8440	FAX.0299-83-8478